

指定通所介護サービス重要事項説明書<<介護報酬改定>>

令和3年4月1日以降の介護報酬の改定について、改正内容は次のとおりです

※変更前 令和3年3月31日まで

【基本報酬（利用時間7時間以上8時間未満/1割負担）の場合】

介護度	介護報酬単位	入浴介助加算	一日利用合計	食事代
要介護1	648単位	50単位	698単位	500円
要介護2	765単位	50単位	815単位	500円
要介護3	887単位	50単位	937単位	500円
要介護4	1008単位	50単位	1058単位	500円
要介護5	1130単位	50単位	1180単位	500円

※変更後 令和3年4月1日から

【基本報酬（利用時間7時間以上8時間未満/1割負担）の場合】

介護度	介護報酬単位	入浴介助加算 (1)	一日利用合計	食事代
要介護1	655単位	40単位	695単位	500円
要介護2	773単位	40単位	813単位	500円
要介護3	896単位	40単位	936単位	500円
要介護4	1018単位	40単位	1058単位	500円
要介護5	1142単位	40単位	1182単位	500円

○実際の負担金額は、ひと月の合計単位数に、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（5.9%）及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1%）・地域区分単価（1単位10.14円）を乗じた料金となります。また、介護保険負担割合証に記載された各利用者の負担割合に応じた額となります。

○ご契約者がまだ指定要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、「居宅サービス計画（ケアプラン）」又は「介護サービス計画」（以下「居宅サービス計画」という。）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途頂きます

事業者

一般社団法人 我人村
デイサービスセンター サンローズ

管理者

戸塚 和彦

印